

今年は何勢調査の年です



10月1日、国勢調査が行われます。
お問い合わせ先
総務課 情報防災係
☎27-1111 内線261

暮らしを支えるデータ

国勢調査は、国の最も重要な統計調査です。大正九年（一九二〇）以来五年ごとに行われ、今回の調査は十九回目にあたります。調査する内容は、●世帯員に関する事項（男女の別、出生の年月、就業状態などの十五項目）●世帯に関する事項（世帯員の数、住宅の種類などの五項目）など全部で二十項目です。

これからの少子・高齢社会に対応するためには、住宅、福祉、交通、雇用など、さまざまな分野での対策が必要になります。調査の結果は、わたしたちの将来の生活基盤を支えるデータになるのです。より暮らしやすい未来の姿を描くために、あなたの「いま」をお知らせください。

調査の方法

個人情報保護意識の高まりや不在世帯の増加などに対応するため、次のような新しい調査票の提出方式が導入されました。

(1) 封入提出方式

従来は、調査員が調査票を回収する際、希望する世帯のみ調査票を封入して提出していただきましたが、調査票の記入内容を調査員に見られたくないと考える世帯が増加していることから、全ての世帯で調査票を封入して提出していただくことになりました。

(2) 郵送提出方式

調査員と会う時間の都合がつかない方などは、調査票を郵送で提出することができるようになりました。すべての世帯に郵送提出用封筒（料金受取人払い）を配布します。希望される方は、この封筒で郵送提出してください。

国勢調査は みんなで描く 日本の自画像

～平成22年10月1日現在で実施されます～



国勢調査でわかること

九月下旬に調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布する方法で行われます。調査票が届いたら、「調査票の記入のしかた」をよく読んで、住んでいる人全員について、れなく記入してください。調査票は、マーク・数字記入方式です。該当する項目の○印を黒鉛筆で塗りつぶしたり、数字を記入したりして回答します。記入された内容は、法律によって厳密に守られます。外部にもれたり統計を作成する以外の目的に使われたりすることとは絶対にありません。

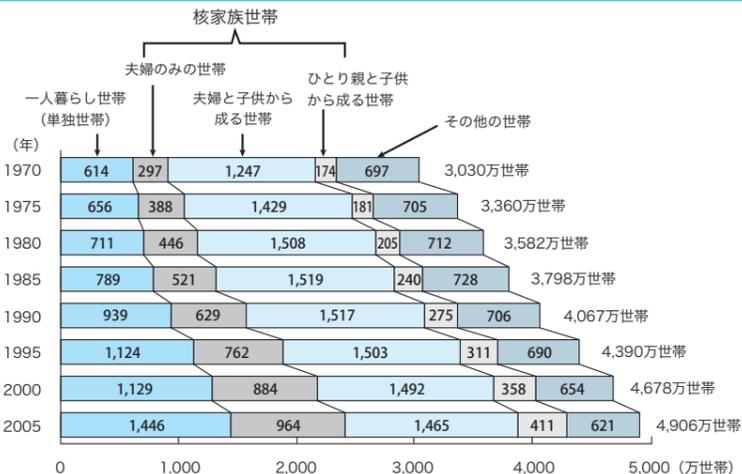
調査内容は守られます

九月下旬に調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布する方法で行われます。調査票が届いたら、「調査票の記入のしかた」をよく読んで、住んでいる人全員について、れなく記入してください。調査票は、マーク・数字記入方式です。該当する項目の○印を黒鉛筆で塗りつぶしたり、数字を記入したりして回答します。記入された内容は、法律によって厳密に守られます。外部にもれたり統計を作成する以外の目的に使われたりすることとは絶対にありません。

●世帯数は一貫して増加傾向
●「独り暮らし世帯」と「夫婦と子供からなる世帯」は、ほぼ同様の割合（二〇〇五年）
●「夫婦のみの世帯」は増加傾向

調査票には、わたしたちの大切な未来がつまっています。

新婚生活を始めた二人
二〇一〇年の日本の人口は一億二千七百七十七万人。さて、二〇三五年の人口は？
今から二十五年後か。少し減って、一億二千万人！
ブー。一億一千万人と見込まれているの。
えっ！こんなに減っちゃうんだ。
でも、高齢者の割合は高くなるの。この町も高齢化が進んでるって広報紙に書いてあったよ。
出生率も下がっているし、この町を出て行く人も多みたい。
引っ越してきたばかりのぼくらは、少し貢献してかな。
でも地域が元気になる決め手は、魅力あるまちづくりよ。
そのためには、町の姿をきちんと把握しないといけないね。
十月一日に、全国一斉の調査があるってことは……。
知ってますとも。国勢調査でしょ。



●調査のスケジュール
調査票の配布 [9月下旬から]
▼
調査票の記入 [10月1日現在で]
▼
調査票の回収 [10月9日までに]
▼
集計
▼
結果公表 (速報) [23年2月]

Q 調査員はどんな人？
A 調査票を配布・回収する国勢調査員は、町長の推薦によって総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。一般に公募が行われている自治体もあります。
Q 答えなければいけないの？
A 調査票が提出されなかったり正しい申告がされないと、誤った統計

Q 計になっちゃうため、「統計法」には法律で申告義務が規定されています。国勢調査に参加することは国民の義務なのです。
Q 個人の情報は守られるの？
A 調査情報を他人に漏らしたり統計の目的以外に利用したりすることは法律で固く禁じられています。ご安心くだ

&
Q 調査結果はいつ分かるの？
A 人口・世帯数の速報は今年の12月に発表されます。そのほかの集計結果は、来年以降順次公表されます。
Q どんなことに使われるの？
A 議員定数や地方交付金を決めたり、都市計画福祉政策、防災計画な

A
Q 調査結果はいつ分かるの？
A 人口・世帯数の速報は今年の12月に発表されます。そのほかの集計結果は、来年以降順次公表されます。
Q どんなことに使われるの？
A 議員定数や地方交付金を決めたり、都市計画福祉政策、防災計画な